

2026 年 7 月 27 日

各 位

株式会社 北海道銀行

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた商業手形割引の取扱いについて

ほくほくフィナンシャルグループの北海道銀行（頭取 兼間 祐二）は、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組む「手形・小切手の全面的な電子化」対応の一環として、下記の基準に該当する商業手形（約束手形・為替手形）割引の新規受付を停止といたします。

何とぞ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新規受付停止の該当基準

以下の①・②のいずれかに該当する商業手形（約束手形・為替手形）の新規受付を停止します。

① 手形振出日：2026 年 10 月 1 日以降

② 手形期日：2027 年 4 月 1 日以降

2. 代替サービス

- ・「でんさい」をご利用のお客様は、「でんさい割引」のお申込みが可能です。
 - ・お申込みをご希望の場合は、取引店へご相談くださいますようお願い申し上げます。
- ※「でんさい割引」のお申込みには一定の審査がございます。

3. 該当する SDGs の目標



SDGs は Sustainable Development Goals の略称で、2015 年に国連で採択された 2030 年までに達成すべき 17 の目標と 169 の具体的なターゲットを定めた「持続可能な開発目標」です。
ほくほくフィナンシャルグループは、2019 年 4 月に「SDGs 宣言」を表明しました。

【ご参考】「手形・小切手の全面的な電子化」に関する当行のこれまでの取り組み（一部抜粋）

「道銀電子債権サービス」ご利用手数料の改定	2025 年 6 月 2 日より、決済事務手数料を無償化するなどご利用手数料の改定を実施しております。
2027 年 4 月以降を期日とする手形等の代金取立受付の停止	2027 年 4 月 1 日(木)以降を期日とする手形や小切手(先日付小切手)について、期日管理が必要な代金取立の受付を停止しております。
払戻請求書による当座預金出金の取扱い	当座預金からの払い戻しについて、払戻請求書による取り扱いを開始しております。
手形・小切手の最終振出期限	2026 年 10 月 1 日以降に振出された手形・小切手は当座預金からの支払いができません。
他行を支払地とする手形・小切手の預金入金終了	2026 年 9 月 30 日を以て、他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付を終了します。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

北海道銀行 融資部

経営企画部広報 CSR 室

石戸・十河

坂野

TEL(011)233-1061

TEL(011)233-1005